

八代運動公園内での物品販売について

八代運動公園内での物品販売については、公園内の施設を利用している主催者より事前に熊本県へ「都市公園内行為許可申請書」等の提出・県の許可が必要になります。

出店者が直接、県への申請は出来ません。

大会主催者に連絡をとり、許可、打合せをしていただき大会主催者名義で申請書を八代運動公園事務所までご提出ください。

提出は、行為を行う日の1ヶ月前までをお願いします。

申請に必要な書類は以下の通りです。

- ・都市公園行為許可申請書
- ・販売物のリスト(販売品目・価格)※形式は自由です。
- ・販売箇所を記した県営八代運動公園の地図(タテヨコのメートル数、広さを記載すること)
- ・都市公園占用許可申請書(2 日以上にわたり行為を行う場合)

出店にかかる行為の料金は、1 日につき2,200円です。

2 日以上にわたり行為を行う場合はさらに 1 m²当り1日 8 円の料金がかかります。

－お問合せ－

熊本県営八代運動公園

-指定管理者-

熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ

TEL 0965-37-0006

FAX 0965-37-1225

mail yatsushiro_park@kspa.or.jp